

NEW

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

応募締切日

7/16(木)
午後3時まで
相談はお早めに！

令和2年度2次補正予算で新たに措置されました！

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が**経営計画**に基づいて取り組む**事業継続**を支援します。

【受付締切】令和2年7月16日(木) 午後3時まで

【実施期間】5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】



農家の経営継続の取組

申請書類(経営計画など)の作成・応募

採択・交付決定

事業の実施・実績報告

補助金請求・交付

JAと中央会が連携しサポート！

JA(支援機関)による
伴走支援

JA中央会による
情報提供・事務支援

全国農業会議所(事業実施主体)

<補助の対象となる経費> (単独申請の例)

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和2年12月末まで)に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

<申請窓口・お問い合わせ>

本所 営農部 営農サポート課 (0276-32-8207)

本所 営農部 営農指導課 (0276-32-8216)

本所 営農部 販売課 (0276-32-8205)

<各お見積もりお問い合わせ>

農機具類については…
生活部 農機センター (0276-37-9107)

農業資材等については…
営農部 アグリ資材館 (0276-33-9221)

営農部 藪塚資材センター (0277-78-8833)